

その他の議案

▼専決処分の承認を求めることについて
区民住宅の明渡し等を請求する民事訴訟の提起について
区民住宅の明渡しおよび未払使用料等の支払を請求する民事訴訟の提起について、平成19年8月31日に専決処分した。

▼訴訟内容
(1) 訴訟当事者
原告 品川区
被告 区民住宅居住者
連帯保証人
(2) 訴訟の目的の価額 737万387円

▼指定管理者の指定について
公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称
区立区民住宅
ファミーユ西五反田西館
指定管理者
株式会社東急コミュニティー
指定期間 平成20年4月1日
平成25年3月31日

議員提案

条例(新規)

▼文化芸術・スポーツのまちづくり条例
潤いのある健康で活力に満ちたまちづくりに資するため、文化芸術およびスポーツを振興する必要がある。

出産祝い金条例

*この議案は、賛成少数で否決されました。

決議

▼法人二税の配分方法見直し等に反対する決議
(全文を5ページに掲載)

第2回臨時会の議案

平成19年第2回臨時会は、12月26日に1日間の会期で開催されました。

この臨時会では、区長から、「職員の給与に関する条例(一部改正)」などの議案が提出され、次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例(一部改正)

▼職員の給与に関する条例

▼幼稚園教育職員の給与に関する条例

特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行う。

(1) 地域手当の支給割合を13%から14.5%へ引き上げるとともに、給料月額と地域手当の合計額を現行の水準に据え置くため、給料月額を調整を行う。

(2) 技能系・業務系職員の給与水準を見直す。

(3) 期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.45月から

4.5月に改める。

(4) 管理職手当の経過措置の適用期間を短縮し、本年度限りとする。

この他、給料月額の調整が行われたことから、「職員の退職手当に関する条例」において定める退職手当の算定に係る経過措置を改める。

施行期日 平成20年1月1日
(管理職手当の経過措置に係る改正規定は、公布の日)
▼職員の退職手当に関する条例

国家公務員との均衡を図るため、職員の退職手当の支給率を引き下げる。
施行期日 平成20年4月1日

品川区議会ホームページをご覧ください

区議会の最新情報や議員のプロフィールなどを紹介しています。また、区議会議長の出席会議や議長交際費の支出状況なども掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



品川区議会のホームページアドレス

http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/kugikai/index.html

区政をきく(一般質問)

各会派から11名の議員が、区政全般にわたり一般質問を行いました。以下、概要をお知らせします。



安藤 泰作 議員(共産)

「小規模校は問題」とレッテル貼り、非公開で進める学校統廃合はやめよ

トでは、全小中学校等で説明会を開き、区民からの意見を汲みつくすよう努力すべきです。⑤教育環境の整備なら、30人学級こそ実施すべきと考えるが見解を。

教育長 ①教育現場では常識で、1学級の児童・生徒数とは別の課題だ。こうした学校はあるが、様々な工夫等で教育水準の確保に努めている。

②児童・生徒数と学校数との間のアンバランスが顕著になってきた事実から、よりよい教育環境を提供するために新たな一歩を踏み出したものだ。

③数年後、再び就学人口は減少を続けると予測されるなどだ。④審議の過程において具体的な地域や学校名等をあげて議論されることが予想され、憶測等をもたらすおそれがあり非公開と判断した。検討結果は公開し、区民意見公募手続の流れにのっとり意見を聴く。⑤課題は30人学級にすれば全てが解決するものではない。子どもたちの実情に根差した教育改革を進めている。

留守家庭児も障害児も毎日安心して通えるすまいるスクールに改善を

①留守家庭児が増えている

中、すまいるスクールに国のガイドラインに示されている児童保育機能を位置づけては。②学童専任指導員の配置、学童専用室設置を。③留守家庭児の参加状況などは。④障害児が安心して放課後を過ごせるように、遊ぶ部屋のほかに静かに過ごせる部屋の確保などを求める。⑤すまいるスクールの格差をなくし、質の確保を図るため、設置・運営基準をつくることを求める。

教育次長 ①児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の機能を保持している認識している。②児童福祉の専門職を配置し、すまいるスクールの専用室を設けている。③際立った傾向はないと判断し、把握はしていない。④現状の施設環境の中で、できる限り必要な配慮をしている。⑤総じて、かつての学童保育クラブの施設環境を上回り、職員体制も事業運営に支障は生じていない。基準を設ける考えはない。

「住まいは人権」貧困と格差広がる中、今こそ区営住宅の増設を

①改めて、区営住宅の増設

に足を踏み出すこと、また基本構想等に区営住宅の増設目標を盛り込むことへ見解は。②1996年に採択されたイスタンブール宣言で適切な住まいに住む権利と、住まいを基本的な人権と宣言したが、区は住まいは人権と考えているのか。③区営住宅を十分作つたとする理由に他区との比較を持ち出すが、住民要望との関係で考えるべきでは。④区営住宅の整備基準は何か。

⑤大井町および第2大井町藤町都営住宅跡地に、区営住宅を建設しては。要望の高い障害者施設の併設を求める。

区長 ①区内には4千戸を超える公営住宅があり近隣区と比較し遜色なく確保されている。建設する状況にはない。②イスタンブール宣言は全世界で10億人が住居を得られていない状況等を背景にしたものだ。我が国は宣言の理念を実現するため主導的な役割を果たしている認識している。③区内の定住人口が増加する一方、住宅の総数が世帯の総数を上回っている。建設する考えはない。④改めて議論する必要がある。⑤併設施設を含め、跡地に住宅を建設する考えはない。

区議会では、本会議の詳しい記録として、会議録を作成し、後日、区内図書館に配付しています。

また、目の不自由な方には、本区議会だよりの朗読を録音したカセットテープを貸し出しています。

ご希望の方は、区議会事務局調査係までお問い合わせください。電話 (5742) 6810

お知らせ

区議会では、本会議の詳しい記録として、会議録を作成し、後日、区内図書館に配付しています。

また、目の不自由な方には、本区議会だよりの朗読を録音したカセットテープを貸し出しています。

ご希望の方は、区議会事務局調査係までお問い合わせください。

電話 (5742) 6810